



身体障害者補助犬について

～盲導犬・介助犬・聴導犬～



江南厚生病院

身体障害者補助犬は、目や耳や身体に障害のある方の生活を支えるために特別に訓練された犬で、身体障害者補助犬法で認められています。

当院では、身体障害者補助犬を同伴される方への対応方針を次のとおり定めております。ご理解・ご協力をお願いいたします。院内で、身体障害者補助犬を同伴される方をみかけられた場合は、あたたかく見守ってくださるようお願いいたします。

病院の基本的な考え方

「身体障害者補助犬法」の精神に則り、身体障害者補助犬を同伴される方が安心して当院をご利用していただくことを基本としています。

しかしながら、当院は様々な病状の患者さんが受診され、特に免疫力が低下した患者さんやアレルギーをもった患者さんも来院されます。そこで、身体障害者補助犬を同伴される方の院内への入館にあたっては、以下に示すように一定の制限を設けさせていただいております。

身体障害者補助犬を同伴される方への確認

身体障害者補助犬を同伴される方は、「総合案内」又は「総合相談」窓口にて、次のことを確認させていただきます。

- 『身体障害者補助犬健康管理手帳』及び『身体障害者補助犬認定証』の所持の有無
- ご使用者のために訓練された身体障害者補助犬であること
- 人畜共通感染症予防の観点から、狂犬病、犬レプトスピラ病、犬パルボウイルスの3種ワクチン（混合ワクチン8種類以上、ならびに狂犬病予防注射）の接種の有無

身体障害者補助犬の同伴範囲

院内での身体障害者補助犬の同伴範囲は、次の範囲とさせていただきます。なお、入院される場合は補助犬の同伴はご遠慮いただいております。

■身体障害者補助犬が同伴できる範囲

外来部門：エントランスホール、各診療科待合及び診察室（小児科・耳鼻咽喉科・皮膚科は除く）、中央処置室待合、医療福祉相談室、2F 和みの庭、レストラン和み

入院部門：病棟（面会は各病棟食堂とします。また、下記の病棟へは同伴できません。）

■身体障害者補助犬が同伴できない範囲

手術室、中央材料室、3階西病棟、ICU、NICU・GCU、5階東病棟、8階東病棟、病室、小児科・耳鼻咽喉科・皮膚科の各外来待合及び診察室、外来化学療法センター、透析センター、内視鏡センター、薬剤科、放射線科撮影室、検査科、栄養科、その他院長が定める区域

その他

病院で許可した以外の動物（ペット）同伴の来院は、お断りさせていただいております。身体障害者補助犬のことで、何かお気づきのことやご質問がございましたら、職員にお尋ねください。